

平成13年（行ヒ）第263号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の名古屋高等裁判所平成12年（行コ）第53号，同13年（行コ）第9号県営渡船情報非公開処分取消請求控訴，同附帯控訴事件について，同裁判所が平成13年6月28日に言い渡した判決に対し，申立人らから上告受理の申立てがあった。申立ての理由によれば，本件は，民訴法318条1項の事件に当たるが，申立ての理由中，第1審判決文書目録一の2の（九），二の2の（五）及び三の2の（六）記載の非公開部分に関する法令違反をいう点以外の点は，重要でないと認められる。

よって，当裁判所は，裁判官全員一致の意見で，次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理する。

申立ての理由中，第1審判決文書目録一の2の（九），

二の2の（五）及び三の2の（六）記載の非公開部

分に関する法令違反をいう点以外の点を排除する。

平成17年3月8日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 上 田 豊 三

裁判官 濱 田 邦 夫

裁判官 藤 田 宙 靖

当 事 者 目 録

岐阜県山県市西深瀬208番地の1

選定当事者

申 立 人 寺 町 知 正

(選定者は別紙選定者目録記載のとおり)

岐阜県揖斐郡谷汲村岐礼1048番地の1

選定当事者

申 立 人 山 本 好 行

(選定者は別紙選定者目録記載のとおり)

岐阜市藪田南2丁目1番1号

相 手 方 岐阜県知事 古 田 肇

同訴訟代理人弁護士 端 元 博 保

伊 藤 公 郎

池 田 智 洋

これは正本である。

平成 17 年 3 月 8 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 齊 藤

